

令和6年度 第2期龍郷町自殺対策計画委託公募型プロポーザル実施要領

1. 業務の趣旨

龍郷町（以下「町」という。）では、現在、令和2年度から令和6年度までを計画期間とする「龍郷町自殺対策計画」を令和2年3月に策定し、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指し、本町の全事業の中から精査した「生きる支援」に関連する事業を最大限活用しながら、様々な分野における施策、事業、取組等と密接に連携し、自殺対策に取り組んでいる。

第2期龍郷町自殺対策計画の策定に当たっては、現行計画の評価・分析を正確に行うとともに、自殺の状況や社会情勢、自殺対策を取り巻く環境の変化、地域の実情等を考慮し、町民の意識、地域特性、地域課題等を適切に把握・整理した上で、複雑化・複合化した様々な問題を抱える方やその家族の包括的な支援等のための施策の検討、指標の設定等を行い、独自性のあるものとする必要がある。また、この計画は全ての町民を対象とした計画であり、自殺や自殺対策への理解促進を図るためにも、だれも見やすく、分かりやすい計画になるよう配慮しなければならない。

したがって、価格のみによる競争ではなく、豊富な経験と高い専門知識、情報収集・分析能力をはじめ、ニューノーマル、DX（デジタル・トランスフォーメーション）などの新しい視点や社会資源の活用等により、最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが望ましいため、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

2. 業務の概要

(1) 業務名

第2期龍郷町自殺対策計画策定支援業務委託

(2) 委託期間

契約の締結日から令和7年3月31日まで

(3) 業務の内容

別添「第2期龍郷町自殺対策計画策定支援業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）
のとおり

(4) 委託料の上限

2,400,000円（消費税及び地方消費税を含む）

3. 参加資格

- ①単独の法人若しくは複数の法人による連合体（以下「コンソーシアム」という。）であること。
- ②地方自治法施行令167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- ③地方自治法施行令第167条の4第2項の各号に該当すると認められる事実があった後2年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

- ④国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- ⑤最近1事業年度の消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- ⑥龍郷町内に事業所を有する者にあつては、町税に滞納がないこと。
- ⑦龍郷町内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近1事業年度の県税の滞納がないこと。
- ⑧複数のコンソーシアム構成員になつての参加、又はコンソーシアム構成員と単独の法人として重複参加ではないこと。
- ⑨次の各号のいずれにも該当しないこと。
 - ア 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定に基づく破産法の申し立てがなされている者。
 - イ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続の申し立てがなされている者。
 - ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続の申し立てがなされている者。
 - エ 役員等（個人、若しくは法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。）が暴対法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である者。
 - オ 暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者。
 - カ 役員等が自己、自社若しくは第3者の不正の利益を図る目的又は第3者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者。
 - キ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。
 - ク 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

4. 募集に関するスケジュール等

(1) 質疑の受付期間

質疑がある場合は、質問票（別記様式1）によりメール、FAX または持参により提出すること。また、質問票を送付した際には、質疑者から担当者に必ず確認の電話をすること。その他の方法による照会を受け付けない。

なお、受付期間以外の質問については、いかなる理由があつても回答しないものとし、また、質問の内容が本プロポーザルによる契約候補者選定に公平を保つことができないと判断した場合には、質問には回答しない。

①送付先

〒894-0192 鹿児島県大島郡龍郷町浦110番地
 龍郷町 保健福祉課 健康増進係 蘇 宛
 電話番号：0997-69-4514 FAX：0997-62-2535
 メールアドレス：hokenfukushi@town.tatsugo.lg.jp

②照会期限

令和6年10月4日（金）17：00まで（期限厳守）

(2) 質疑の回答方法

提出された質疑に対する回答は、質問者を伏せた上で、令和6年10月9日（水）までに参加者全員に対して電子メールにより回答する。

(3) 参加意向申出書の提出

企画提案に参加する者は、参加表明書（別記様式2）に必要書類を添え、暴力団体等排除に関する誓約書（別記様式3）とともに令和6年10月15日（火）17：00までに持参または郵送により各1部提出すること。

※持参の場合の受付時間は、9:00～17:00まで（土・日・祝日は除く）とし、郵送の場合は、郵便書留に限る。

(4) 参加資格確認通知

令和6年10月21日（月）までに参加資格確認結果をメールで通知する。

(5) 説明会

本プロポーザルに関する説明会は開催しない。

5. 企画提案書等の作成、提出方法等について

(1) 企画提案書等の提出

参加資格等を得たものは、次の通り企画提案書（任意様式）等を提出するものとする。

ア 作成方法

- ・用紙の大きさ、添付書類などは任意とする。
- ・目次・ページ番号を付けること。

イ 提出方法

- ・正本1部、副本6部を提出すること。
- ・持参または郵送により提出すること。

※持参の場合の受付時間は、9:00～17:00まで（土・日・祝日は除く）とし、郵送の場合は、郵便書留に限る。

ウ その他の提出書類

- ・見積書及び積算内訳書（消費税及び地方消費税を含む）
正本1部、副本6部

エ 企画提案等に係る留意事項

参加表明書又は企画提案書が次のいずれかに該当する場合には、無効となることがあるので留意すること。

- ①提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの。
- ②記載すべき事項の全部または一部が記載されていないもの。
- ③記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- ④虚偽の内容が記載されているもの。

- ・企画提案に係る経費は、提案者の負担とする。

- ・提出期限以降における企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。
- ・採用した提案は、事務局と提案者との協議により一部変更する場合がある。
- ・提出された書類は返還しない。

(2) 提出期限

令和6年11月5日(火)

6. 企画提案書の審査

(1) 日時及び場所

企画提案書の説明会の日時・場所は別途通知する。

なお、開催場所は龍郷町を予定しているが、新型コロナウイルス感染症の影響によりWEB等を利用したオンライン審査に変更する場合がある。

(2) プレゼンテーション用資料について

企画提案書のほかに、プレゼンテーションに使用する資料を準備する場合は、プレゼンテーション当日に7部提出すること。

また、企画内容等をプロジェクターなどに投影し、説明することは可とする。ただし、企画提案書の提案範囲を超えた資料は認めない。

なお、スクリーン及びプロジェクターと電源は本町が準備するが、その他の機器については参加者が用意すること。(インターネット接続不可)

(3) プレゼンテーションの方法

参加者による提案内容の説明は、1事業者につき準備5分、プレゼンテーション15分、質疑応答10分の計30分程度を予定している。

説明は、業務担当者が行うこととし、人数は説明者を含め3名までとする。プレゼンテーションにおける説明及び質疑応答に係る内容を記録し、プレゼンテーション終了後2日以内に議事録として提出すること。

(4) 審査方法

企画提案書の審査は、龍郷町障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期子ども療育計画委託公募型プロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という。)が行う。

なお、審査委員会の委員は、本町の職員をもって構成することを想定している。

(5) 審査基準

企画提案書等の審査基準は下表のとおりとする。

審査項目		内容	配点
①	業務遂行	<ul style="list-style-type: none">・業務遂行における本町と受託者の役割分担が明確であり、現行計画状況や過去から経緯などを熟知しているか（10点）・策定委員会や庁内会議等の支援が十分であるか（5点）・業務遂行にあたって適切な人員配置及び組織体制を確保し、実現可能なスケジュールが提示されているか（10点）	25点
②	企画・提案	<ul style="list-style-type: none">・業務内容を的確に理解し、分かりやすく説得力のある提案となっているか（10点）・国等の障害者・児福祉施策の現状と展望について、的確に把握しているか（10点）・調査結果やデータをもとに、的確かつ専門的な分析を行うことができるか（10点）・本町の特性と課題を把握し、具体的な提案がなされているか（10点）・計画策定に対する独自の優れた視点や企画力があるか（10点）	50点
③	プレゼンテーション	<ul style="list-style-type: none">・提案書等の資料について、わかりやすい構成提案がなされているか（10点）・積極的に取り組む意欲が感じられるか（10点）・質問に対してわかりやすく適切な回答がなされているか（5点）	25点
配点計			100点

7. 受託候補者の特定

受託候補者は、審査委員会において、提案者の得点により順位を決定し、得点の第一順位の者を受託候補者として特定する。

ただし、本業務を実施する目的、内容に鑑み、企画提案書の審査基準の合計得点（100点未満）が、本町の求める最低水準（60点）に満たない場合は受託候補者とししない。得点の第二順位以下の者も同様に上記の最低基準に達していない場合は、受託候補者とししない。

また、得点と同じ者が2者以上いる場合には、審査委員会で協議のうえ、受託候補者を特定する。

なお、提案者が1者の場合であっても当該審査は実施することとし、審査における最

低水準以上を得た場合は、その提案者を受託候補者として特定する。

8. 契約の方法等

(1) 契約方法

本町と受託候補者との間で、提出された企画提案書の記載事項を踏まえた協議を行い、協議が整った場合に、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約により、本業務の委託契約を締結する。(この協議によっては、提出された企画提案書の内容等について一部変更する場合がある。)

また、受託候補者との間で協議が整わなかった場合は、その特定を取り消すとともに、次順位の者を受託候補者として特定し、見積書を聴取のうえ、随意契約をする。

なお、受託候補者及び次点の決定から契約締結までの間に、正当な理由なく契約を締結しないとき、地方自治法施行令第167条の4第2項に基づいて本町が一般競争入札に参加させないこととした同等以上の処分を受けた場合、または「3. 参加資格」に合致しないこととなった場合には、契約を締結しないこととする。

(2) 契約保証金

契約を締結する場合においては、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を納付すること。なお、契約保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)及び龍郷町契約規則(昭和59年規則第5号)の規定による。

9. その他

- (1) 企画提案及び契約手続き等において使用する言語及び通貨は、それぞれ日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 一提案者につき一提案とし、複数提案は禁止する。
- (3) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書がその提出期限までに到達しなかった場合は、企画提案書は提出できない。
- (4) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書および企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (5) 提出された公募型プロポーザル参加資格確認申請書および企画提案書等は返却しない。
- (6) 企画提案に関する提出書類の著作権等の取扱いについて、提出書類に含まれる著作物の著作権は提案者に帰属する。ただし、選定結果の公表等において、本町が本業務に関して必要と認めるものについては、企画提案書の全部または一部を無償で使用できるものとする。
- (7) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標特権の日本国及び日本国以外の国の法令等に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任の一切は提案者が負うものとする。
- (8) 企画提案に関し、本町が掲示する書類及び掲示する資料は、本企画提案における提案目的以外の使用、複製、転載を禁止する。

- (9) 提出期限後における公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び企画提案書について虚偽の記載をし、その他不正行為をした場合は、失格及び指名停止その他の措置を講ずることがある。
- (10) 提出された公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び企画提案書に係る内容は、受託候補者を特定する目的以外に、提出者に無断で使用しない。ただし、龍郷町情報公開条例（平成14年龍郷町条例第10号）第6条に基づき、開示請求があったときは、法人等の競争上または事業運営上の地位を害すると認められるもの等不開示情報を除いて、開示請求者に開示する。
- (11) 公募型プロポーザルに参加しようとする者は、審査委員会の委員の選任後から本契約案件の受託候補者決定の公表までの間において、本契約案件に関して、直接、間接問わず、自らを有利に、又は他社を不利にするように働きかけることを禁ずるものとし、この禁止事項に抵触したと認められる場合は、参加資格を失うことがある。
- (12) 参加表明書又は企画提案書提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（別記様式4）を提出すること。

11. 問い合わせ先

〒894-0192 鹿児島県大島郡龍郷町浦110番地
龍郷町 保健福祉課 健康増進係 蘇
電話番号：0997-69-4514 FAX：0997-62-2535
メールアドレス：hokenfukushi@town.tatsugo.lg.jp

※郵送の場合には、配達完了が確認できる書留郵便等に限る。

※電子メールまたはFAXの場合には、必ず電話にて受理確認を行うこと。

※受付時間は土・日曜日、祝日を除く9:00～17:00までとする。